

労働保険料等の滞納を防ぐルールのお知らせ

令和7年度より実施するルールを定めた「労働保険料等滞納解消取扱規則」が令和7年4月1日から施行となりました。

* 納付遅延に関する対応（ルール）

○ 指示書送付（第1回目督促）

口座引落または振込不能日から5日目以降に、納付額、会費を明記した指示書をメールまたはFAXでお送りします。

☒ 注意書送付（第2回目督促）

各期法定納期以降、報告期日を明記した注意書「納付見込情報」をメールでお送りしますので、必要事項をご記入の上、事務局へご提出ください。

期	送付日
第1期	毎年 7月11日以降
第2期	毎年 11月15日以降
第3期	毎年 2月15日以降

⚠ 警告書送付（第3回目督促）

各期法定納期後1~2カ月以降、**最終納付期限日を明記した警告書「納付見込情報」**をメールでお送りしますので、必要事項をご記入の上、事務局へご提出ください。

期	送付日	最終納付期限
第1期	毎年 9月1日以降	毎年 10月15日
第2期	毎年 12月15日以降	毎年 1月15日
第3期	毎年 3月1日以降	毎年 3月20日

*委託解除となる個別加入事業主又は委託替えとなる事業主に対して、“労働保険に関する諸届・申告（確定）”を必ず指導してください。

*上記ルールが守れない場合は、新規労働保険事務委託をできない場合があります。



年度末で委託解除となる **5** つの要件

いずれかの要件に該当すると委託解除となります！



<input type="checkbox"/> 1. 滞納	各年度 1期以上滞納 がある場合
<input type="checkbox"/> 2. 連続未納	2期連続で未納 となり労働局から督促状が発送された場合
<input type="checkbox"/> 3. 納付期限未納	1期または2期の 最終納付期限までに納付がない 場合
<input type="checkbox"/> 4. 延滞金	「延滞金納付通知書」年月日から1カ月以内に納付せず、 最終納付期限の年度末を過ぎた 場合
<input type="checkbox"/> 5. 会費納付遅延	毎年 第1期の最終納付期限（10月15日）を過ぎた 場合

何かご不明な点があれば、事務局までご連絡ください 愛知中央SR経営労務センター

TEL (052) 452-2336